

政令第六十五号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の三第五号及び第六十二条の十七第五号中「二年」を「四年」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するべき地保育所及び」を削り、「受けた施設」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設」を加える。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「において同じ。」を、当該数量を「及び次項において「統計計上数量」という。

）を、統計計上数量」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に、「の数量」を「の統計計上数量」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（第十八条第三項及び第十九条の三各号において「協定発効日」という。）から一年を経過した日（以下この項において「一年経過日」という。）の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定するオーストラリア産飼料用麦に係る輸入数量は同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条第一項前段中「同項」を「同項各号」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「同項」を「同

項各号」に改め、「輸入数量」の下に「(同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量(以下この項において「統計計上数量」という。)(協定発効日の属する月においては、同条第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量(協定発効日の前日までの期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量(同月の初日から協定発効日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した数量)と協定発効日以後の期間の経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを次条で定めるところにより税関長が認めたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量を除く。))を順次加算する方法により算出した数量とする。

第十九条の三に次のただし書を加える。

ただし、平成二十六年度において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を平成二十七年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に加算するものとする。

一 協定発効日から平成二十六年度の発動日（法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号において同じ。）の前日（同年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を平成二十七年二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日）までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量

二 平成二十六年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの（協定発効日から同年度の発動日の前日までに関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認を受けたものを除く。）の数量

第二十五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇五一・九一号の二又は第二〇〇五・九九号の二の(四)のAの(b)に掲げる物品

ロ 関税率表第五八・〇二項、第六五・〇四項、第六九・一三項、第七〇・〇七項、第八二・一五項、第九〇・〇四項又は第九四・〇五項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限る。）

第二十五条第三項中「第四四号、第四七号、第四九号から第五二号まで」を「第四三号、第四六号、第四八号から第五一号まで」に改める。

第三十二条第一項第一号中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加え、同項第十号を次のように改める。

十 削除

第三十三条第四項中「同項第十号」を「同項第十一号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同

条第五項中「別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)の(1)に規定する学校、幼稚園又は児童福祉施設」を「別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園又は関税込率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)に規定する児童福祉施設若しくは児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を行う者」に改める。

第四十五条第一項中「第六十五条」の下に「(児童福祉施設の指定)」を加え、同条第三項を削る。

別表第一第三七号中「クック諸島地域」を「クック」に改め、同表中第三八号を削り、第三九号を第三八号とし、第四〇号から第五二号までを一号ずつ繰り上げ、第五三号を第五二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五三 ジョージア

(関税込率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正)

第四条 関税込率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中近東の項中「イエメン」を削る。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第五条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一七〇三・一〇号、第一七〇三・九〇号」を削る。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二六年四月一日か

ら平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「六五、〇〇〇トン」を「六三、〇〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から同年九月三日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「二、一〇〇、四〇〇トン」を「二、一〇九、四〇〇トン」に、「平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「三六三、〇〇〇トン」を「三六五、〇〇〇トン」に、「五〇、六〇〇トン」を「四一、六〇〇トン」に、「五三、八〇〇トン」を「五五、六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二六六、六〇〇トン」を「二八五、

六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二二・九九号の項中「平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に改める。

別表第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項を削る。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「三八、三〇〇トン」を「三七、六〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年

四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「四一、二〇〇トン」を「三八、〇〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一〇六・〇〇号及び第四一〇三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで」を「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第六条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表脱脂粉乳の項中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児

童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ついでには農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣」を「ついで、農林水産大臣」に改め、同条第五項中「又は経済産業大臣」及び「又は別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品」を削り、同条第八項ただし書中「農林水産大臣」を「、農林水産大臣」に改め、「、又は別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について経済産業大臣が特に必要があると認めるとき」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三第一項中（五）を削り、（六）を（五）とし、（七）を（六）とし、（八）を（七）とし、（九）を（八）とし、（一〇）を（九）とし、（一一）を（一〇）とし、（一二）を（一一）とし、（一三）を（一二）とし、（一四）を（一三）とする。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。